～法人名義で口座を開設されるお客様へ～

法人名義の口座開設には、これまでの法人としての本人確認書類に加え、平成１５年１月からは運用担当者個人の本人確認書類を提出いただくことが法令で義務付けられました。つきましては、本書にご記入ご捺印のうえ、口座開設申込書とともに法人としての本人確認書類ならびに運用担当者となる方の本人確認書類を添えご返送くださいますようお願い申上げます。

取引担当者届出書兼同意書 新規 ･変更）

平成　　年　　月　　日

丸三証券株式会社
マルサントレード殿

マルサントレードに口座を開設するにあたり当法人の取引担当者をお届けするとともに下記１から6 に記載の内容について確認しその適用に同意します。

取引法人	住所	
	法人名	印
代表者	役職 氏名	印
取引担当者	役職 氏名	印

1. 取引担当者の行為は、口座名義人たる法人の行為とみなします。
2. 取引担当者等の変更に際しては、遅滞なく当社所定の変更手続きを行うものとします。
   なお、取引担当者の変更は、当社が取引担当者変更届出書を受理し手続きを終了した時点とします。
3. 店コード、口座番号、取引暗証番号の取引担当者以外の第三者への貸与、譲渡は禁止します。
4. 当社は店コード、口座番号、取引暗証番号等の確認をもって当該法人の取引担当者であることの認証をいたします。
5. 当社が店コード、口座番号、取引暗証番号の一致を確認した場合は、取引注文等は口座名義人たる法人によってなされたものとみなします。
6. 店コード、口座番号、取引暗証番号等の管理は法人代表者及び取引担当者の責任において行うものとします。法人代表者及び取引担当者の管理過失による取引担当者以外の注文、通信の傍受、盗聴、窃取、詐欺等による口座番号、取引暗証番号の漏洩にかかる損害について当社は一切その責を負いません。

社用欄

顧客コード						

部店長	管理責任者	担当者